過疎自立促進地域の市町村」という。）であって、昭和三五年から平成二七年までの五五年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、平成二九年度から令和元年度までの三箇年度平均の財政力指数が〇・五一以下であること等の要件を満たす市町村の区域は、過疎地域とみなすこととした。

(2)　旧過疎自立促進地域の市町村のうち特定期間合併市町村であって、平成二九年度から令和元年度までの三箇年度平均の財政力指数が〇・六四以下であること等の要件を満たすものについては、特定期間合併関係市町村の区域であって、特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三五年から平成二七年までの五五年間の人口減少率が一定以上等である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用することとした。

(3)　令和三年三月三一日において旧過疎自立促進法第三三条第二項の規定の適用を受けていた市町村のうち特定期間合併市町村であって、平成二九年度から令和元年度までの三箇年度平均の財政力指数が〇・六四以下であるもの等に係る同項の規定に基づく過疎地域であった区域については、(2)を準用することとした。

(4)　旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成一一年四月一日から令和三年三月三一日までの間に市町村の合併により設置された市町村等については、当該市町村の区域で主務省令で定める基準に該当するものを過疎地域とみなして、この法律の規定を適用することとした。

(二)　過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用（第四三条関係）

この法律の規定は、一部を除き、令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合及び令和二年の国勢調査の次に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、この法律の規定の一部を読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用することとした。

(三)　市町村の廃置分合等があった場合の特例（第四四条関係）

(1)　令和三年四月一日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、この法律の適用関係を規定することとした。

(2)　合併市町村（令和三年四月一日以後に市町村の合併により設置された市町村等をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。）に過疎地域の市町村等が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用することとした。

(四)　主務大臣等（第四五条関係）

この法律における主務大臣等について規定することとした。

(五)　政令への委任（第四六条関係）

この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めることとした。

附則

(一)　特定市町村等に対するこの法律の準用（附則第五条～第八条関係）

(1)　旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域を含まないもの（以下「特定市町村」という。）については、令和三年度から令和八年度までの間（特定市町村のうち平成二九年度から令和元年度までの三箇年度平均の財政力指数が一定以下のもの（以下「特別特定市町村」という。）については、令和三年度から令和九年度までの間）に限り、3の特別措置等を準用することとした。

(2)　旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域（一定の要件を満たす場合は特別特定市町村の区域）とみなして、(1)を適用することとした。

(3)　旧過疎自立促進法第三三条第二項の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、同項の規定に基づく過疎地域であった区域について特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域以外の区域を含むものについては、旧過疎自立促進法第三三条第二項の規定に基づく過疎地域であった区域のうち特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域（一定の要件を満たす場合は特別特定市町村の区域）とみなして、(1)を適用することとした。

(4)　合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村等が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特定市町村等の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、(1)を適用することとした。

(5)　合併市町村のうち合併関係市町村に特別特定市町村等が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特別特定市町村等の区域であった区域を特別特定市町村の区域とみなして、(1)を適用することとした。

(二)　関係法律の改正等（附則第九条～第二四条関係）

関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこととした。

(三)　施行期日等

この法律は、令和三年四月一日から施行し、令和一三年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（総務省）

1　自治行政局地域政策課の所掌事務の一部を同局住民制度課に移管することとした。（第四七条及び第四八条関係）

2　統計調整官を設置し、統計企画管理官等の職務を変更するとともに、恩給業務管理官を廃止し、恩給企画管理官の名称及び職務を変更することとした。（第一一九条及び附則第二〇条関係）

3　自治財政局及び自治財政局交付税課の所掌事務に地方税法（昭和二五年法律第二二六号）の規定による新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金に関することを追加することとした。（附則第四条、附則第五条及び附則第一四条関係）

4　大臣官房参事官の設置期間の特例を延長することとした。（附則第八条関係）

5　第一二〇条第一項の参事官のうち一人の設置期間の特例を延長することとした。（附則第二一条関係）

6　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合の要件の細目を定めることとした。（第八条の二の二、第八条の二の三、第八条の四の二、第四八条の九の七の二、第四八条の九の七の三及び第四八条の一八関係）

2　事業税

(一)　法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用するための必要な読替えを定めることとした。（第二〇条の三関係）